

子ども家庭局 住まい支援策について

1. 対象者は？

- ・ひとり親家庭
- ・社会的養護対象者（里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者）

2. 支援策は？

ひとり親	社会的養護対象者
母子父子寡婦福祉資金貸付金(P1)	社会的養護自立支援事業(P3)
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業(P2)	身元保証人確保対策事業(P4)
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(P5)

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、**配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進**することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、**⑨住宅資金**、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【令和3年度予算】20.7億円

貸付実績《令和元年度》

- ① 母子福祉資金：154億2,972万円（26,341件）
- ② 父子福祉資金：7億4,215万円（1,354件）
- ③ 寡婦福祉資金：3億1,424万円（452件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【新規】

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の新規メニューとして創設

【令和3年度予算：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸付額等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除・猶予

償還免除：1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続したとき
死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過
償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担（特別交付税措置）

1. 事業内容

【令和3年度予算】213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

【拡充内容】

- ・ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助する。
- ・ メンタルケア等、医療的な支援が必要な者が適切に医療を受けられるよう、医療連携に必要な経費（嘱託医との契約等）を補助する。
- ・ 一定期間一人暮らしを体験し、安定した退所後の生活を確保するため、民間アパート等の借り上げに必要な経費を補助する。
- ・ 法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）に対応するため、弁護士等と契約に必要な経費を補助する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

※母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

・ 支援コーディネーター配置			・ 就労相談支援	1チーム当たり年額	5,739千円
1か所当たり年額	6,232千円		・ 学習費等支援		
・ 居住費支援	1人当たり月額	90千円（里親）	特別育成費	基本額	1人当たり年額 24,420円
		397千円（児童養護施設）等	資格取得等特別加算		1人当たり年額 57,610円
・ 生活費支援	1人当たり月額	51,870円（就学・就労をしていない者）	補習費		1人当たり年額 20,000円
		11,310円（就学している者）等	補習費特別分		1人当たり年額 25,000円
・ 生活相談支援			就職支度費	一般分	1人当たり年額 82,760円
賃金	1か所当たり年額	10,212千円（常勤2名以上配置）	特別基準分		1人当たり年額 198,530円
		6,981千円（上記以外）	大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり年額 82,760円
事務費	1か所当たり年額	4,860千円（対象者が気軽に集まれる場を常設する場合）	特別基準分		1人当たり年額 198,530円
		2,166千円（上記以外）《拡充》	・ 退所後生活体験支援	1人当たり月額	53,700円《新規》
・ 医療連携支援	1か所当たり年額	5,900千円《新規》	・ 法律相談支援	1か所当たり年額	3,000千円《新規》

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2
 （国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4）

1. 事業内容

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

【拡充内容】

- ・保証人の対象範囲を拡大し、退所者支援を行う民間団体等を追加するとともに、同一の保証人から複数の保証を受けられるよう運用改善を行う。
- ・入院時の身元保証に対する補助を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・就職時の身元保証 | 年間保険料10,560円 |
| ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 | 年間保険料19,152円 |
| ・大学・高等学校等入学時の身元保証 | 年間保険料10,560円 |
| ・入院時の身元保証 | 年間保険料 2,400円<<新規>> |

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2
(国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4)

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和2年度第3次補正予算：3.6億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、**家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援する**ことを目的とする。
- また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

拡充内容

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の安定的な運営を図るための貸付原資を補助する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者等を支援するため、一定期間の就業継続により返還が免除される生活費の貸付金額の増額の延長を行う。

貸付対象者及び貸付額等

（1）就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：2年間⇒3年間（求職期間を含む）

【生活費貸付】貸付額：月額8万円

貸付期間：6か月間（求職期間を含む）⇒12か月間 < 拡充 >

（2）進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円

貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）

貸付期間：正規修学年数

【生活費貸付】貸付額：月額5万円⇒月額8万円（+3万円）

貸付期間：正規修学年数（拡充分については6か月間⇒12か月間） < 拡充 >

※このほかに、児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者を対象に資格取得貸付を実施

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）